

住宅の供給に携わる事業者の皆様へ 中東情勢を踏まえたお願い

国内需要分の原油やナフサは確保できる見通しであり、供給の偏りや流通の目詰まりの解消を着実に進めてまいります。

その1

お願い

当面の必要量に見合う発注をする、不急な在庫確保を控えるなど、住宅建材・設備の需給の安定にご協力ください

その2

住宅建材・設備の調達に関する情報は「住宅分野情報提供窓口」までお寄せください



国土交通省
「住宅分野情報提供窓口」

その1

お知らせ

住宅建材・設備団体・メーカーの安定供給に関する情報はこちらから



経済産業省
「中東情報ポータル」
※中段・業界団体からの
お知らせ参照

その2

住宅建材・設備の変更の際し、建築基準法の完了検査や住宅性能表示制度の検査を柔軟に実施するよう関係機関に要請しています



(一社)住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合にも、情報提供窓口を設置しています。



申請者各位

株式会社 住宅性能評価センター

日頃より各種申請にて弊社をご利用いただき誠にありがとうございます。

審査に関するお知らせをさせていただきます。

=====**お知らせ**=====

=====**断熱材等省エネルギー性能に係る各種変更手続きについて**=====

中東情勢の悪化を原因とする建築資材の不足、高騰により、確認済証交付後からの仕様の変更の相談が増加しています。特にナフサ（原油）由来の原料不足による、ポリスチレンやウレタン系などの断熱材の不足に関して、多数の相談をいただいております。

つきましては、断熱材等に係る各種変更手続きについて、改めてご案内いたします。

■**建築確認（省エネ基準適合を仕様基準で確認した場合）**

建築確認の軽微変更（仕様基準を満たす範囲内での変更）：3,000円（非課税）

※仕様基準に適合しない変更となる場合は、省エネ適判の申請が必要となります。

■**省エネ基準適合性判定**：①、②は建築確認の軽微変更手続きです。

①ルートA（同等以上の変更で再計算が不要）：3,000円（非課税）

②ルートBに当てはまる変更（再計算が不要）：10,000円（非課税）

③再計算が必要な変更は、**省エネ適判**の軽微変更：22,000円（税込）

※軽微変更該当証明取得後、建築確認の軽微変更ルートCの申請が必要です：1,000円（非課税）

■**設計性能評価のみ取得の場合**：①、②は建築確認の軽微変更手続きです。

①ルートA（同等以上の変更で再計算が不要）：3,000円（非課税）

②ルートBに当てはまる変更（再計算不要）：10,000円（非課税）

③再計算が必要な変更は、設計評価の変更申請：16,500円（税込）

※設計評価の変更手続き後、建築確認の軽微変更の申請が必要です：1,000円（非課税）

■**建設性能評価を取得の場合**

①同等以上の変更：変更申告

②再計算が必要な変更：設計評価の変更申請：16,500円（税込）

※①または②の手続き後、建築確認の軽微変更の申請が必要です：1,000円（非課税）

■**長期優良住宅**（手続き方法について、所管行政庁への問い合わせが必要です）

①同等以上の変更その他：長期の軽微変更該当証明書：8,800円（税込）

②再計算が必要な変更：長期の変更申請：16,500円（税込）

※①または②の手続き後、建築確認の軽微変更の申請が必要です：1,000円（非課税）

【住宅用】【ルートA】

●変更内容が、次のイから二に該当する変更となる場合

- イ 外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る）、または開口部面積が増加しない変更
- ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- 二 エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

【住宅用】【ルートB】

●変更前の $BEI = () \leq 0.90$

●変更内容は、①または②に該当する変更となる。（①と②の変更を同時に行う場合は除く）

- ① 床面積
 - 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減
- ② 外皮に係る変更（※下記以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更を含む。）
 - 外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率 UA 、冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、基準値の0.9倍以下の場合の下記のいずれかの変更（同時に二以上の変更を行う場合を除く）
 - (イ) 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更
 - (ロ) 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮熱性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更
 - (ハ) 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
 - (二) 基礎断熱の基礎形状等の変更

【工事着手以降の変更の注意点とお願い】

■建築確認をご申請の方

- ・完了検査時には断熱材の施工状況を目視で確認することができません。断熱材の仕様等が変更となる場合は、事前に変更手続きをお願いいたします。
- ・変更手続きの再審査に時間を要しますので、検査直前の申請は検査の延期となります。あらかじめ余裕をもってご申請ください。

■住宅性能評価をご申請の方

- ・第3回内装下地張り直前の検査では、断熱材の仕様および施工状況の確認が必要となります。同等の性能を有する材料へ変更する場合は、変更申告書のご提出をお願いいたします。なお、性能値が変更となる場合は、事前に変更設計評価の実施をお願いいたします。変更申告および変更設計の再審査に時間を要しますので、あらかじめ余裕をもってご申請ください。

株式会社 住宅性能評価センター

【お問い合わせは】

建築確認（設計）：TEL:03-5367-8782

建築確認（検査）：TEL:03-5367-8772

性能評価（設計）・省エネ適合性判定：TEL:03-5367-8781

性能評価（建設）：TEL:03-5367-8771